

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときは、その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

字の区域の変更  
字の区域の変更等

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

土地改良法による換地処分(二件)

開発行為に関する工事の完了(三件)

### ◇ 正 誤

昭和五十六年十二月鳥取県告示第千八百八十六号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による光好地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十六年十二月三日現在の地番による。)
大字光好字上坂野	大字光好字上坂野の全域、大字光好字馬場峯八九八の二〇から八九八の二二まで、八九八の二七から八九八の三二まで、八九八の四一、八九八の五〇の一部、八九八の五一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字光好字京塚谷八九九の一、八九九の六、八九九の八から八九九の六一まで及びこれらと一体をなす国有地
大字光好字馬場峯	大字光好字馬場峯のうち八九八の二〇から八九八の二二まで、八九八の二七から八九八の三二まで、八九八の四一、八九八の五〇の一部、八九八の五一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字光好字京塚谷	大字光好字京塚谷のうち八九九の一、八九九の六、八九九の八から八九九の六一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字光好字下坂野	大字光好字下坂野の全域、大字光好字京塚ノ下九〇〇の四、九〇〇の六、九〇〇の七及びこれらと一体をなす国有地並びに大字光好字反谷峯九〇二の一
大字光好字京塚ノ下	大字光好字京塚ノ下のうち九〇〇の四、九〇〇の六、九〇〇の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字光好字反谷峯	大字光好字反谷峯のうち九〇二の一以外の区域

鳥取県告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山地区第五工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十六年九月一日の地番による。）
長田字玉谷	長田字玉谷の全域並びに長田字的場八三の一部、八五か

長田字的場	長田字的場のうち八三の一部、八五から八八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八九と一体をなす国有地の一部以外の区域、長田字門田一七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長田字前田一八〇から一八二までの一部及びこれらと一体をなす国有地
長田字門田	長田字門田のうち一七五から一七七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
長田字前田	長田字前田のうち一八〇から一八八までの一部、一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長田字的場八九と一体をなす国有地の一部、長田字門田一七五の一部、一七六、一七七及びこれらと一体をなす国有地並びに長田字松垣一九二の一、一九二の二及び二〇九と一体をなす国有地の一部
長田字松垣	長田字松垣のうち一九二の一、一九二の二及び二〇九と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに長田字前田一八三から一八八までの一部一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地
長田字細田	長田字細田のうち二二三の一、二二四の二、二二五の一、二二六の一の一部、二二七から二四〇までの一部、二四一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二三二、二三四、二三五及び二三六と一体をなす国有地の一部以外の区域、長田字横縄手四九八の一の一部及び四九八の二の一部、長田字下石田五五八の一部、五五九の一部、五六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、長田字客ノ尾六五五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長田字下細田七三九の一部、七四〇の一、七四〇の二の一部、七四〇の四の

長田字向田	<p>一部、七四〇の五、七四〇の六の一部、七四〇の八及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>長田字向田のうち二五七の一部、二五八の一部、二五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長田字細田二二三の一、二二四の二、二二五の一、二二六の一の一部、二二七から二四〇までの一部、二四一の一及びこれらと一体をなす国有地、長田字早稲田四八七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに長田字横縄手四九二の一部、四九六の一部、四九七の一部、四九八の一の一部、四九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
長田字早稲田	<p>長田字早稲田のうち四八七の一部、四八八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長田字向田二五七の一部、二五八の一部、二五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長田字横縄手四八九の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
長田字横縄手	<p>長田字横縄手のうち四八九の一部、四九二の一部、四九六の一部、四九七の一部、四九八の一の一部、四九八の二、五〇四の一の一部、五〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長田字細田二二三、二三四、二三五及び二三六と一体をなす国有地の一部、長田字早稲田四八七の一部、四八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、長田字四反田五四一の一部、五四二の一部、五四三の一部、五四四の一部、五四五の一部、五四六の一部、五四七の一部、五四八の一部、五四九の一部、五五〇の一部、五五一の一部、五五二の一部、五五三の一部、五五四の一部、五五五の一部、五五五の二、五五五の三、五五五の四、五五五の五、五五五の六、五五五の七、五五五の八、五五五の九及びこれらと一体をなす国有地</p>
長田字横前	<p>長田横前のうち五二六の三の一部、五二七の一の一部、</p>
長田字四反田	<p>五二八の一の一部、五三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに長田字竹山谷一〇九八の一の一部</p> <p>長田字四反田のうち五四一の一部、五四二の一部、五四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四一と一体をなす国有地の一部以外の区域、長田字横縄手五〇四の一の一部、五〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、長田字横前五二六の三の一部、五二七の一の一部、五二八の一の一部、五三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、長田字石田五四六、五四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四八と一体をなす国有地の一部並びに長田字竿山谷一〇九八の三及び一〇九九の三</p>
長田字石田	<p>長田字石田五四八の一部、五四九、五五〇、五五一の一部、五五二の一部、五五三の一の一部、五五三の二、五五四の一の一部、五五四の二、五五四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、長田字下石田五五八の一部、五六二の一部、五六四の一の一部、五六四の二、五六五、五六六の一の一部、五六六の二、五六九の一の一部、五六九の二、五七一の一の一部、五七一の三の一部、五七一の四の一部、五七三の一から五七三の三まで、五七四、五七五及びこれらと一体をなす国有地の一部、長田字四反田五四一と一体をなす国有地の一部並びに長田字アバラ松五七六内第一、五七六の二から五七六の五まで、五七七、五七八、五七九の一部、五八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
長田字アバラ松	<p>長田字アバラ松のうち五七六内第一、五七六の二から五七六の五まで、五七七、五七八、五七九の一部、五八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
長田字下アバラ松	<p>長田字下アバラ松の全域並びに長田字番田山一一〇四の二の一部</p>

長田字下塚田	長田字下塚田のうち六〇六の一部、六一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二五と一体をなす国有地の一部以外の区域
長田字客ノ尾	長田字客ノ尾のうち六五二から六五五までの一部、六五六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長田字下石田五五八の一部、五五九の一部、五六〇の一部、五六〇の二の一部、五六一、五六二の一部、五六三、五六四の二の一部、五六六の二の一部、五六七、五六八、五六九の二の一部、五七〇、五七一の二の一部、五七二の二、五七二の三の一部、五七二の四の一部、五七二の五、五七二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、長田字下塚田六〇六の二の一部、六一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二五と一体をなす国有地の一部並びに長田字下塚田六五九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六六〇と一体をなす国有地の一部
長田字下細田	長田字下細田のうち六五九の一部、七三九の一部七四〇の二、七四〇の三の一部、七四〇の四の一部、七四〇の五、七四〇の六の一部、七四〇の八及びこれらと一体をなす国有地並びに六六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、長田字下石田五六〇の二の一部、長田字客ノ尾六五二から六五五までの一部、六五六及びこれらと一体をなす国有地並びに長田字上ギリス七五六の二及びこれらと一体をなす国有地
長田字竹山谷	長田字竹山谷のうち一〇九八の二の一部、一〇九八の三及び一〇九九の三以外の区域
長田字番田山	長田字番田山のうち一一〇四の二の一部以外の区域
長田字上ギリス	長田字上ギリスのうち七五六の二及びこれらと一体をなす

廃止する字の名称  
長田字下石田

国有地以外の区域

**鳥取県告示第三号**

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福 永 医 院	気高郡青谷町大字青谷四三〇六	昭和五十八年一月五日

**鳥取県告示第四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日野川左岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 遠藤 喜男 米子市福市二一〇

山川 茂男 " 二二〇

伊塚 浩 " 一二六四

中西 進 " 一五九

平木 皎 " 六八七

堀尾 清繁 " 一二六七

内藤 良 " 七〇一

中島 正六 " 七八五

野口 辰己 " 八幡二二二

棚田 滋 " 三七二

田守 允 " 四七七十一

高田 一夫 " 五三六

湯原 高之 " 諏訪六二五

前田 勲 " 六四三

宅野 正治 " 二九

江原 稔 " 一四一

生田 房明 " 二〇二

長谷川雅夫 " 五三六

石原 勲 " 五一四

高塚 晃 西伯郡岸本町大殿六五八

野口 勇夫 " 三一五

長浜 範人 " 一一三六

草原 蕢 " 坂長八四九

中曾 堅 " 八一四

宅野 昇 " 岩屋谷三五八一二

奥田 勲 " 三九四

杉村 和 米子市別所一〇五九

前田 貢 " 一〇七五

植田 孝一 西伯郡岸本町坂長一二六五

前田 巖 米子市別所七八八

伊塚 正昭 " 福市七一五

船橋 叡 西伯郡岸本町坂長九一七

昭和五十七年七月六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 湯原 高之 米子市諏訪六二五

前田 勲 " 六四三

宅野 正治 " 二九

江原 稔 " 一四一

生田 房明 " 二〇二

長谷川雅夫 " 五三六

石原 勲 " 五一四

野口 辰己 " 八幡二二二

棚田 滋 " 三七二

田守 允 " 四七七十一

高田 一夫	五三六
山川 茂男	福市二三〇
田辺 肇	一三〇
中西 進	一五九
平木 皎	六八七
伊塚 浩	一二六四
杉村 晴正	一二五七
内藤 良	福市七〇一
赤尾 安雄	七七三
杉村 和	別所一〇五九
前田 貢	一〇七五
長浜 範人	西伯郡岸本町大敷一三三六
篠村 益雄	五六三
影山智寿明	六三七
草原 蕒	坂長八四九
中曾 堅	八一四
福富 綜	一二五一
奥田 勤	岩屋谷三九四
宅野 昇	三五八一二
岩田 勝美	会見町諸木七一
伊塚 正昭	米子市福市七一五
船橋 叔	西伯郡岸本町坂長九一七
杉村 純一	米子市別所一一八一

昭和五十七年七月七日就任任期四年

鳥取県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員の仕事に生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

理事	岩室 不二雄
	変更前 東伯郡羽合町大字久留一〇四一四 変更後 東伯郡羽合町大字久留一〇五一三

鳥取県告示第六号

昭和五十七年十月十六日付けで関金町から申請のあつた明高地区第一工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

昭和五十七年十一月二日付けで関金町から申請のあつた安歩地区の換地計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡東伯町大字徳万五五八一光好地区土地改良事業共同施行代表者三浦剛から同人ほか六十一名の者が共同して行う土地改良事業に係る光好地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年一月二十三日 鳥取県指令受都計第四百十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大覚寺字蔵ノ欠、字七反口、字沢、字刈屋ヶ坪及び字雲山田

（一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市東町二丁目二二二

吉田興産株式会社

代表取締役 吉田 勇

鳥取県告示第十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年一月二十三日 鳥取県指令受都計第四百十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字背戸田、字中沢、字田村田、字小金田、字川上及び字細田（一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年九月十六日 鳥取県指令受倉土維十第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市中江字四條

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名



倉吉市福庭四六三一  
 井丸ハウジング株式会社  
 代表取締役 井手添 重

正

誤

昭和五十六年十二月鳥取県告示第千八百八十六号（保安林の指定予定につ  
 いて）中次の箇所が誤りであったので、訂正する。

頁 段 行 誤

正

二 下 一 立木の伐採を禁止する。(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る立木の伐  
 採を禁止する。

(2) 間伐に係る森林は、  
 次のとおりとする。

次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。